

中井町ファミリー・サポート・センター事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、育児の援助を行いたい者（以下「支援会員」という。）と育児の援助を受けたい者（以下「依頼会員」という。）を会員として組織化し、地域において会員同士が行う相互援助活動（以下「援助活動」という。）を支援する中井町ファミリー・サポート・センター事業（以下「事業」という。）を実施することにより、子育て中の保護者が仕事と家庭を両立できる環境を整備するとともに、児童の福祉の向上を目指し、地域での子育て支援機能の強化に向けた体制を作ることを目的とする。

(実施主体)

第2条 事業の実施主体は、中井町とする。

(名称及び位置)

第3条 事業を実施するため、ファミリー・サポート・センターを設置し、その名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 中井町ファミリー・サポート・センター
- (2) 位置 中井町比奈窪137番地2 中井町子育て支援センター内

(業務内容)

第4条 中井町ファミリー・サポート・センター（以下「センター」という。）の業務内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 会員の募集、登録その他の会員組織に関する業務
- (2) 援助活動の調整等に関する業務
- (3) 援助活動の研修及び指導に関する業務
- (4) 会員間の交流に関する業務
- (5) 関係機関との連絡調整に関する業務
- (6) 前各号に掲げるもののほか、事業の目的の達成に必要な業務

(センターの開所時間等)

第5条 センターの開所時間は、午前9時から午後5時までとする。

2 センターの休所日は次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 1月2日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで

(会員の要件)

第6条 会員の要件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 町内に居住する者であること。

- (2) 事業の趣旨を理解した者であること。
- (3) 支援会員にあっては、健康で積極的に活動できる20歳以上の者であること。
- (4) 依頼会員にあっては、生後6月以上の乳幼児又は小学生（以下「子ども」という。）を現に育児している者であること。

（入会等）

第7条 会員として入会しようとする者は、入会申込書（第1号様式）をセンターを経由して町長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 支援会員は、入会に際してセンターの実施する講習を受けなければならない。

3 町長は、第1項の承認を受けた会員に対し、中井町ファミリー・サポート・センター会員証（第2号様式。以下「会員証」という。）を交付するものとする。

4 会員は、入会申込書の内容に変更が生じたときは、中井町ファミリー・サポート・センター会員登録内容変更届（第3号様式）をセンターを経由して町長に提出しなければならない。

（保険）

第8条 町長は、会員が安心して援助活動を行えるようファミリー・サポート・センター補償保険に加入するものとする。

2 前項の保険加入に要する費用は、町が負担する。

（退会）

第9条 会員は、センターを退会するときは中井町ファミリー・サポート・センター退会届（第4号様式）をセンターを経由して町長に提出するとともに、会員証を返還しなければならない。

2 会員が第6条に規定する要件を満たさなくなったときは、会員の身分を喪失する。

（アドバイザー）

第10条 事業を円滑に実施するため、センターにアドバイザーを置く。

2 アドバイザーは、センターの業務に関する事務を処理する。

（援助活動の内容）

第11条 支援会員が行う援助活動は、次のとおりとする。

- (1) 保育施設での保育開始前又は保育終了後に子どもを預かること。
- (2) 保育施設まで子どもの送迎を行うこと。
- (3) 学童保育所終了後又は学校の放課後に子どもを預かること。
- (4) 冠婚葬祭又は子どもの学校行事の際に子どもを預かること。
- (5) 買物等外出の際に子どもを預かること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、会員の仕事と家庭の両立のために必要な援助活動

- 2 子どもを預かる場所は、原則として支援会員の自宅とする。ただし、依頼会員と支援会員の間で合意があるときは、この限りでない。
- 3 援助活動の時間は原則として午前7時から午後8時までとし、子どもの宿泊は行わないこととする。
- 4 援助時間は次に掲げる時間とする。
 - (1) 自宅で預かる場合は、支援会員が子どもを預かったときから依頼会員が子どもを迎えにきたときまで
 - (2) 送迎の場合は、支援会員が子どもを預かったときから施設等に送り届けたときまで及び施設等から子どもを預かり、依頼会員へ引き渡したときまで
- 5 支援会員は、同時に複数の世帯の依頼会員の援助活動を行うことはできない。
(援助活動の実施方法)

第12条 依頼会員は援助活動を受けようとするときは、センターに申込みをしなければならない。

- 2 センターは、前項の申込みを受けたときは、当該援助の内容、日時等を確認のうえ、中井町ファミリー・サポート・センター援助依頼受付簿（第5号様式）に記載し、支援会員との調整を行う。
- 3 援助活動は、第1項の規定により申込みをした内容の範囲内において、会員同士の合意と責任のもとに実施する。
- 4 会員同士は、前項の合意が整わないときは、センターの紹介を断ることができる。
- 5 支援会員は、援助活動を実施したときは中井町ファミリー・サポート・センター援助活動報告書（第6号様式。以下「援助活動報告書」という。）を作成し、依頼会員の確認を受けなければならない。
- 6 支援会員は、前項の援助活動報告書を活動した月の末日に締め、センターに提出するものとする。

(利用料)

第13条 依頼会員は、1回の援助活動終了ごとに、別表1に規定する利用料金を支援会員に対し支払うものとする。

(利用料の減免等)

第14条 町長は、依頼会員で別表2に定める世帯が支援会員に支払うべきファミリー・サポート・センター利用料（以下「利用料」という。）の一部を依頼会員に代わって負担することとし、当該負担（以下「減免」という。）の対象となる期間、減免の額等は、同表に定めるところによるものとする。

- 2 依頼会員が相互援助活動の実施を取り消した場合に係る取扱いは、別表1のとおり依頼会員が支払うものとし、減免の対象としない。

(減免の申請)

第15条 利用料の減免を受けようとする依頼会員は、ファミリー・サポート・センター利用料減免申請書（様式第7号）に別表2に定める利用料取扱基準に該当することを証明する書類を添え、町長に提出しなければならない。

2 前条第1項に規定する減免の期間を超えて引き続き減免を受けようとする場合は、新たに前項の規定による申請の手続をしなければならない。

(減免の決定)

第16条 町長は前条第1項の規定による申請があったときは、当該申請について審査を行い、利用料の減免の可否を決定するものとする。

2 町長は、前項の決定をしたときは、ファミリー・サポート・センター利用料減免承認（不承認）決定通知書（様式第8号）により当該申請をした依頼会員に通知するものとする。

(減免理由の消滅)

第17条 利用料の減免を受けている保護者は、その減免を受けた理由が消滅したときは、直ちにファミリー・サポート・センター利用料減免辞退届（様式第9号）を町長に提出しなければならない。

2 前項の規定による届出があったときの利用料の減免は、その理由が消滅した日の属する月の前月分までとする。

(減免の取消し)

第18条 町長は、利用料の減免を受けている依頼会員が次の各号のいずれかに該当した場合は、当該減免を取り消し、当該減免した利用料を一時に納付させることができる。

(1) 偽り又は不正の行為によって減免を受けたとき。

(2) 減免理由が消滅し、減免を受ける必要がなくなったにもかかわらず、前条第1項の規定による届出をしなかったとき。

(守秘義務)

第19条 会員は、援助活動等を通じて知り得た秘密を他に漏らしてはならない。会員でなくなった後も同様とする。

(補則)

第20条 この要綱に定めるもののほか、センターの運営その他必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和３年１０月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和８年４月１日から施行する。

別表 1

利用料金（１時間当たり） 最低１時間からの利用	月曜～金曜の７時～２０時	７００円 （基準額）
	土日祝、年末年始、上記以外	９００円 （基準額）
延長料金	３０分以内	上記の半額
	３０分超～１時間	１時間分の額
送迎のみ（３０分以内）	月曜～金曜の７時～２０時	３５０円
	土日祝、年末年始、上記以外	４５０円
割引制度	２人目から（兄弟姉妹）	上記の半額
取消し（キャンセル）料	前日まで	無料
	当日	予定時間の利用 料金の半額又は １時間分の額の いずれか低い額
	無断	予定時間の利用 料金全額
食事代等	食事	実費
	おやつ	実費
諸経費	上記以外に係る経費	実費

備考

- 活動時間は、原則１時間単位とし、子ども１人につき上記の金額とする。
- 最初の１時間までは、それに満たない場合であっても１時間とみなす。ただし送迎のみを行い３０分以内の場合は半額とする。
- １時間を超えた場合、３０分以下は基準額の半額とし、３０分を超え１時間までは基準額とする。
- 複数の子どもを預ける場合は、２人目から基準額の半額とする。
- 取消しの取扱いは、次のとおりとする。
 - 前日までの取消しは、無料とする。

(2) 当日の取消しは、上記基準により算定された利用料の半額又は1時間分の額のいずれか低い額を支払うものとする。

(3) 無断取消しは、上記基準により算出された利用料の全額を支払うものとする。

6 食事代（ミルク代を含む。）、おやつ代、おむつ代等については、依頼会員が実費を支払うものとする。また、依頼会員が特定のものを希望する場合は、依頼会員が用意する。

別表 2

減免の対象世帯	減免の期間	減免の額
(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)に基づく被保護世帯	減免申請日の当月から当該年度のうち生活保護手当受給期間の範囲内	左欄の減免の期間に利用した相互援助活動の利用料について、児童1人につき、月あたり4時間までを減免
(2) 児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)に基づく児童扶養手当受給世帯	減免申請日の当月から当該年度のうち児童扶養手当受給期間の範囲内	
(3) 中井町就学援助費交付要綱（平成23年中井町教育委員会）に基づく就学援助を受けている世帯	減免申請日の当月から当該年度のうち就学援助認定期間の範囲内	
(4) その他町長が認めた者	その他町長が認めた期間	その他町長が認めた額